

平成26年度みやざき6次産業化チャレンジ塾 公募要領

公益社団法人宮崎県農業振興公社

平成26年度みやざき6次産業化チャレンジ塾開催要領7に定める受講者の公募については、この公募要領に定めるところとする。

1 公募期間

平成26年6月6日（金）～平成26年7月7日（月）必着

2 応募者の要件

(1) グローバル農業法人育成コース

- ア 宮崎県内に主たる事業所を有し、応募の時点で認定農業者である農業法人又は農林漁業経営の法人化を目指す個人の認定農業者等（以下「農業法人等」という。）であること。
- イ 農商工連携や6次産業化などの農林漁業経営の多角化を目指す農業法人等であつて、農林漁業経営の多角化に関する自らの事業構想（以下「ビジネスプラン」という。）を有していること。

(2) 6次化推進プロデューサー育成コース

以下の県内関係機関・団体等から宮崎県内において、農林水産業経営の多角化に取り組む農業法人等の支援に必要な資質を有するとして推薦があつた者であること。

（県内関係機関・団体等）

市町村、JA 四連、各農協、各漁協、金融機関、県中小企業診断士協会、県社会保険労務士会、南九州税理士会宮崎県連合会 等

(3) 両コース共通要件

- ア 国税及び県税の滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- オ 宮崎県が発注する建設工事の請負又は物品の購入若しくは製造の請負等の契約に係る競争入札において、入札参加資格停止又は指名停止の措置を受けた農業法人、又は当該団体の構成員である個人の認定農業者でないこと。
- カ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続き開始の申し立てがなされた者及びその開始決定がされている者又は構成員に当該者を含む者ではないこと。
- キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。（当該申し立てに基づく更生手続き開始の決定又は再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）
- ク 経営に事実上参加している者に、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条 第2号に規定する暴力団の関係者又はその関係者と密接な関係を有する者がいないこと。
- ケ その他上記に例示するもののほか、本事業の対象として適切でない認められる事由がないこと。
- コ 提出書類に虚偽の記載をした者の応募は無効とする。

3 受講定員

「グローバル農業法人育成コース」20名程度、「6次化推進プロデューサー育成コース」20名程度、合計40名程度とする。

4 受講料

受講者1人あたり4千円とする。

5 応募方法

受講希望者は、受講申請書（別記様式1号）に次の書類を添付し、公益社団法人宮崎県農業振興公社理事長（以下、「理事長」という。）に提出する。

(1) グローバル農業法人育成コース

ア ビジネスプラン（別記様式2号）

イ 履修登録書（グローバル農業法人育成コース）（別記様式3号）

(2) 6次化推進プロデューサー育成コース

ア 所属機関・団体の推薦書（別記様式4号）

イ 履修登録書（6次化推進プロデューサー育成コース）（別記様式5号）

6 応募先

〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14

公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課

7 選考方法

公社は、別途定める選考要領に基づき書類選考を行い、応募のあった者の中から受講生を決定する。

8 選考結果の通知

公社は、選考を行ったときは、その結果をすみやかに応募者に通知するものとする。

9 問い合わせ先

公益社団法人宮崎県農業振興公社 新農業支援課

（担当）河辺、井本、八代

（住所）〒880-0913 宮崎市恒久1丁目7番地14

（連絡先）TEL：(0985)51-2011 FAX：(0985)51-8006

HP：http://www.mnk.or.jp

附 則

この要領は、平成26年5月8日から施行し、平成26年度みやざき6次産業化チャレンジ塾から適用する。